

平成 27 年 4 月 28 日  
総務省統計局

## 家計調査における四半期季節調整法の変更について

家計調査の季節調整法に関して、現在、月次系列(二人以上の世帯)では X-12-ARIMA、四半期系列(二人以上の世帯、単身世帯及び総世帯)では X-12-ARIMA(X-11 デフォルト)を用いて季節調整を行っています。

このうち、四半期系列に関して、二人以上の世帯については、月次季節調整系列(X-12-ARIMA)との整合性の向上、また、単身世帯及び総世帯については、平成 26 年 4 月に実施された消費税率引き上げの影響に係る対応のため、家計調査における四半期系列の季節調整法に関して、以下のとおり見直しを行います。

### 1. 四半期季節調整法の変更

- 二人以上の世帯  
月次季節調整系列(X-12-ARIMA)の3か月平均によって四半期系列を作成。
- 単身世帯及び総世帯  
主要系列である「消費支出」及び「消費支出(住居等を除く)」について、X-12-ARIMA による季節調整に変更。

### 2. 公表時期

新たな季節調整値は過去に遡って改定し、公表します。

- 二人以上の世帯  
家計収支編 平成 27 年 3 月分結果公表時 (平成 27 年 5 月 1 日公表予定<sup>注)</sup>)  
注)平成 26 年 10~12 月期分までの改定を行います。  
なお、平成 27 年 1~3 月期分は平成 27 年 5 月 19 日の公表予定となります。
- 単身世帯及び総世帯  
家計収支編 平成 27 年 1~3 月期結果公表時 (平成 27 年 5 月 19 日公表予定)